

5

実際に来院される、 または来院された場合

原則となる考え方

- ③の項にも示したように、被害にあった方(又はその可能性のある人)は、直ちに警察や保健所に連絡し、粉末の検鏡等の検査結果が判明するまで、現場近くの別の部屋で待機し、あちこち動き回らないようにしなければなりません。つまり、検査の結果が出るまでは、来院を控えてもらった方が良いでしょう。
- 検鏡等の結果で炭疽菌又はその疑いが強いことが事前に判明している場合には、来院してもらうこととなりますが、医療従事者や、待合室、病室等が汚染されないよう来院前に準備をします。
- 事前に全く連絡がないまま、直接来院された場合には、被害にあったときの状況、警察や保健所への連絡の状況、粉末の検鏡等の検査結果等の情報を聴取した上で、速やかに関係機関への連絡医療従事者や待合室等の汚染の防止等の対応をとることになります。
- 炭疽菌以外の生物剤、あるいは化学剤による被害が疑われる場合には、必ずしもこれらの原則によらず、適宜来院させ診療して

(1) 事前に電話等による連絡があって 来院される場合

粉末の検鏡等の検査の結果が事前に判明しており、炭疽菌あるいはその疑いが強いことが分かっている場合には、次のような対応が必要となります。

①患者さんが汚染されたままの場合の対応

- ・医師、看護婦等患者に接触する医療従事者はマスク・手袋等を着用してください。
- ・状況がはつきりするまで、来院された患者さんは、そのまま、屋外の仮設テントや独立した空調設備を持つ病室(感染症法に基づく感染症病棟・病室でも可)等、一般の外来ではない場所へ誘導して診療してください。
- ・診療を開始する前に、患者さんには石けんと水で手を洗ってもらい、さらに脱衣の上、衣服を密封容器に保管してください。

②診療に関して

- ・厚生労働省のホームページでも「炭疽が疑われる患者の診療のポイント」、「目で見えるバイオテロリズム」、「炭疽に関する医療従事者向けQ&A(仮訳)」について紹介していますので、参考にしてください。
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0110/h1024-1.html>
<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/anthrax/info.html> (医療機関専用)
- ・この時点で粉末の検鏡等の検査結果は判明しているはずですが、さらに鼻腔内スワブ検査、胸部X線検査、胸部CT検査、喀痰検査、血液検査、髄液検査等が診断に必要な場合もあります。また、必要に応じて患者さんを適切な医療機関に紹介することもご考慮ください。(注3)
- ・診察の結果、炭疽、又はその疑いが確認された場合は、直ちに保健所、都道府県等に連絡してください。
- ・肺炭疽の場合、ヒト
場合でも、粉末の付着、飛散の可能性がなくなれば、一般外来、一般病棟で診療可能です。不必要・不正確な対応によって差別、人権侵害等が生ずることのないよう、ご注意ください。

(2) 事前に連絡がないまま 直接来院された場合

- まず最初に次のような点を確認してください。
 - ・粉末等に遭遇した状況(いつ、どこで、どのように、どの程度等)
 - ・粉末等に関して、警察や保健所は既に対応しているか?(検鏡等の検査の結果、指示の内容等)
- 粉末等を持参している場合、衣服に付着しているような場合には、直ちに検鏡等の検査を行うこととなりますが、化学物質等の可能性もあるため、慎重に扱うとともに直ちに警察に通報してください。さらに鼻腔内スワブ検査等が必要な場合もあります。粉末等自体の検査が自院で実施できない場合には、警察や保健所等と協議の上、地方衛生研究所等の検査可能な機関に依頼してください。(注2)
- 検査結果が出るまでは、動き回らないよう指示します。必要に応じて屋外の仮設テント、独立した空調設備を持った病室へ誘導して待機させます。
- 一連の状況聴取、検鏡等の検査の結果、炭疽菌又はその疑いが強い場合には、前述(1)に準じた対応をとってください。
- なお、来院されてから、仮設テント等へ誘導するまでの間に、患者さんにより汚染された可能性のある場所や部屋があれば、消毒、閉鎖等の措置が必要となります。消毒方法に関しては本案内裏面を参考してください。

注1:検鏡等とは、グラム染色、ギムザ染色、荚膜・芽胞染色による検鏡及び、PCRによる確認検査までを含みます。

注2:粉末の菌検査について、原則的には地方衛生研究所が実施しますが、対応が困難な場合は、近隣の衛生研究所、国立感染症研究所等が協力して実施することとなります。また、当分の間、一部の検疫所においても支援、協力が得られます。

注3:炭疽の場合は人から人への感染がないため粉末の飛散等のおそれなくなれば特別の病室・病院等で対応する必要はありません。しかしながら、感染症について専門的な立場からの対応が必要な場合に備えて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく特定感染症指定医療機関、第1種及び第2種感染症指定医療機関並びに国立病院・療養所呼吸器疾患ネットワーク機関並びに国立病院災害医療ネットワーク等機関をホームページにまとめましたので、参考にしてください。

※:上記の詳細につきましては(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0111/h1116-1.html>)をご覧ください。